

「滋賀県立総合病院で使用する電気」に関する質問への回答書

| NO. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。 | 質問回答1(滋賀県立総合病院で使用する電気) 質問38にて回答 |
| 2 | 仮に弊社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただく事は可能ですか。 | 協議します。 |
| 3 | <p>入札書【留意事項】①「希望契約単価は、消費税および地方消費税の額を含めないこと。」とありますが、弊社は税込単価しか持合わせておりません。</p> <p>そのため、入札金額の算定は、税込単価で算出し、総計金額の110分の100に相当する金額(円未満切捨て)を入札金額とすることは可能ですか。可能な場合、入札書の内訳書欄等を適宜加筆修正する対応としてよろしいですか。</p> <p>不可の場合は、税抜単価にて入札金額を積算いたしますが、仮に弊社が落札した場合、税込単価での契約となり、下記端数処理を用いて電気料金を算出いたします。ご了承いただけますか。</p> <p>・基本料金および電力量料金の各単価には、消費税を含むものとし、各月の基本料金および電力量料金の各小計においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)する。</p> <p>・基本料金と電力量料金の合計金額を端数処理(単位を1円とし、その端数は切り捨て)する。</p> | 質問回答3(滋賀県立総合病院で使用する電気) 質問1、2にて回答 |
| 4 | 仕様書2(10)イ「使用実績(使用期間、契約電力、最大需要電力、使用電力量、力率)と電気料金の内訳(基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を記載した電気料金計算書を作成し、請求書と併せて送付すること。(請求書に電気料金請求書の内容を記載することでも可とする。)」とありますが、記載事項は必須でしょうか。また、提出方法等の詳細については、落札後、協議に応じていただけますか。 | 必須となります。 協議します。 |
| 5 | 郵送により入札書を提出する場合、封筒へ入札説明書6(1)イの表書きをする以外に、特別な指定はございますか。(二重封筒での提出や、入札書へ押印した印での封印等) | 入札説明書記載のとおり |
| 6 | 契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更する場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。 | 協議します。 左記に関しては、協議の上、両者同意があった場合は甲は乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更する といった文言は追記する必要がありますのでご了承ください。 |
| 7 | 仕様書3(1)「施設ごとの使用実績と電気料金の内訳等について、受給者が必要とする情報をWEBまたは電子データにより常時提供すること」とありますが。当社はWEBで参照可能ですが、その場合、会員制WEBサイトに登録していただく必要がございます。ご了承いただけますか。 | 了承します。 |
| 8 | <p>燃料費調整額の取扱いについて、「契約締結時点の滋賀県を供給区域とするみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)」の標準供給条件等によるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費調整額(燃料費調整を行わず、燃料費調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。</p> <p>(各社が独自に定める燃料費調整額による契約が可能な場合)現在の入札仕様書では、燃料費調整額を考慮しない料金で落札者を決定すると規定されております。</p> <p>一方で、燃料費調整制度は各社・各メニューで異なり、ご請求時には事業者ごとに異なる価格の燃料費調整額が加算または減算される(燃料費調整額を請求しない場合もある)ことから、実際のご負担となる燃料費調整額込みの料金では、必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。</p> <p>そのため、落札者の決定に当たり、各社の至近の燃料費調整額の実績を参照する等、燃料費調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。</p> | 仕様書のとおり |
| 9 | 仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか。(成立しますか)。 成立しない場合、契約ができなくなったことに関し、当該落札者に対する罰則(違約金の支払い等)はありますか。 | 成立します。 |